

## 令和6年度 天城町環境サミット開催支援業務委託 仕様書

### 1. 業務名

令和6年度 天城町環境サミット開催支援業務委託

### 2. 趣旨・目的

天城町では、国が「2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減、2050年までに脱炭素社会の実現」を宣言したことを受け、天城町における脱炭素施策を推進すべく、令和6年3月に「天城町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「計画」とする）を策定した。計画に基づき、環境学習・脱炭素型ライフスタイルを後押しする仕組みづくりの推進を図り、2050年の脱炭素社会の実現を目指すため、環境啓発イベント『環境サミット 自然と地球と人にやさしい未来会議あまぎ』（以下、「環境サミット」とする）を実施する。

環境サミットへの参加を通じて、町民一人一人が地球環境・自然環境への関心を深めるとともに、計画の内容を理解し、環境問題を自分事として考えるきっかけとなるようなより魅力的な企画・運営が行えるよう、イベント開催支援業務を委託するものである。

### 3. 業務の実施期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）

### 4. 環境サミットの開催概要（予定）

- (1) 開催時期：令和6年9月下旬～10月上旬の土日祝日のうち一日程度  
※今後の状況により開催時期の変更の可能性あり
- (2) 開催場所：天城町防災センター（鹿児島県大島郡天城町天城427）  
※会場使用料は受託者の負担とする
- (3) その他：デジタル推進イベント「天城町デジタルの日」との同時開催を想定

### 5. 業務内容

#### (1) 環境サミットの企画・調整・広報

##### ①環境サミット開催にあたっての全体調整・広報等の補助

環境サミット開催にあたっての全体構成企画や、同時開催を想定する「天城町デジタルの日」との連携等について協議・調整を行うための打合せ（計3回程度、オンライン参加可）に参加すること。また、企画財政課担当者（以下、

担当者とする)と協議のうえ、環境サミット開催を周知するためのチラシ(A4、両面カラー、3,000部)を作成し、指定する期日までに天城町役場企画財政課へ納品すること。

#### ②ステージイベントの企画・実施

「エコ」「ゼロカーボン」「気候変動」といった環境に関するテーマを持ったステージイベントを1コンテンツ以上企画し、実施すること。なお、ステージイベントは若年層や親子向けに訴求することに重点を置き、環境問題についてわかりやすくかつ楽しく学べる機会となるよう留意すること。出演者との連絡調整や謝金・旅費等の支払い、必要物品の準備等、コンテンツ実施に係る必要事項一式を行うこと。

#### ③啓発ブースの企画・実施

天城町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の周知や地球温暖化、生物多様性等について理解を深めるためのブースや展示物等を2コンテンツ以上企画し、実施すること。なお、啓発ブースは本町のもつ社会的・自然的特性なども踏まえた内容となるよう留意すること。ブース協力者との連絡調整や必要経費の支払い等、コンテンツ実施に係る必要事項一式を行うこと。啓発ブース設置に必要な、イベントテント・テーブル・椅子・パネル掲示用パーテーションは委託者より貸与することを想定する。

### (2) 環境サミットの運営補助

#### ①設営・撤去の補助

担当者の指示に基づき、環境サミット開催に係る会場設営や撤去の補助を行うこと。また、啓発ブースにおいて外部の団体等が出展を行う際には、これらの団体等との連絡調整を行うこと。

#### ②当日運営の補助

担当者の指示に基づき、当日の会場案内等の運営補助を実施するとともに、ステージイベントの出演者や啓発ブース関係者との連絡調整を行うこと。また、環境サミット開催中の様子を記録写真として撮影し、まとめること。

#### ③アンケートの作成及び集計

環境サミット来場者に対してアンケートを実施し、集計すること。なお、アンケートの実施方法については、アンケート用紙への記述形式に限らずQRコード等を用いた電子アンケートも可能とする。

(3) 業務実施報告書の作成

本業務の完了後、実施業務の内容、記録写真、アンケート結果等をまとめた業務実施報告書を作成すること。

6. 成果品

(1) 業務実施報告書 2部

(2) 電子媒体 2枚（業務実施報告書、記録写真等を格納したDVD-R等）

7. その他

(1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、事前に書面にて報告し、本町の承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、天城町の保有する個人情報として個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(4) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。

(6) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。